

物 品 購 入 契 約 書(案)

那覇市（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）との間に、学校給食関係職員用被服の購入について、次のとおり契約を締結する。

（契約の要領）

第1条 この契約の要領は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 物品明細 | 別紙 明細書のとおり |
| (2) 契約金額 | ¥ （消費税及び地方消費税含む） |
| (3) 契約保証金 | 那覇市契約規則第30条第12号に基づき免除 |
| (4) 納入期限 | 令和8年1月30日(金) |
| (5) 納入場所 | 指定する場所 |
| (6) 特約事項 | なし |

（納入方法）

第2条 乙は、物品を納入した時は、直ちに物品検収書によりその旨を甲に通知しなければならない。

（検査）

第3条 甲は、前条の規定により、納入の通知を受けた時は、物品の検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会わない時は、その検査につき異議を申し立てることはできない。

3 第1項の検査に合格しない時は、乙は、直ちに置き換え、または、補修等を行い納入期限内または甲の指定する期日までに再検査を受けなければならない。
この場合における物品の納入および再検査等については、前条および前2項の規定を準用する。

（物品の引き渡し）

第4条 乙は、納入物品が甲の行なう検査に合格した時は、納入場所において遅滞なく当該物品を、甲に引き渡さなければならない。

（危険負担）

第5条 物品引き渡し前に、納入物品について生じた損害は、すべて乙の負担とする。

ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

（納入期限の延長）

第6条 乙は、天災地変その他乙の責めに帰すべきことができない理由により納入期限内に物品を納入することができないときは、納入期限内に甲に対して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲は、物品の納入が完了した後において、乙からの正当な請求を受けたときは、その請求を受理した日から30日以内に、乙に対して契約金額を支払うものとする。

（履行遅延の場合における遅延違約金）

第8条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、納入期限内に物品を納入することができない場合において、期限後に納入見込みがある時は、甲は遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

- 2 前項の遅延違約金は、納入期限の翌日から納入した日までの日数1日につき、遅延部分に相当する対価に支払遅延防止法に定める率を乗じて計算した額とする。

(追完請求権)

第9条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、当該物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

(契約金額減額請求権)

第10条 契約不適合のある場合、甲は相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 前項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は前項の規定による契約金額の減額を請求することができない。

(準用)

第11条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求並びに催告による解除及び催告によらない解除の行使についても準用する。

(買主の権利の期間制限)

第12条 乙が契約不適合の物品を納入した場合において、甲が不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

(解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

(1) 契約の締結または義務の履行について不正の行為があったとき。

(2) 納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 乙から契約解除の申し出があった場合。

(4) 前各号の他に、乙がこの契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することが出来ないと認められるとき。

(5) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときはこの契約書は解除する。

- 2 前各項の規定により契約解除された場合は、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(権利の譲渡の禁止)

第14条 乙は、甲が特に承認した場合の外、この契約によって生ずる契約上の債権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供したりしてはならない。

(疑義等の決定)

第15条 この契約書に定めのない事項については、那覇市契約規則、その他法令の定めるもののほか必要に応じ甲乙協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方が記名押印して各自がその1通を所持する。

令和 7 年 月 日

甲

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市

那覇市長 知念 覚

印

乙

印